我が家の防災・減災への備え　～要配慮者の避難と支援～

要配慮者とは、災害時に手助けが必要な、**高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人**の方々で、中でも**迅速な避難にお手伝いが必要な方**を**避難行動要支援者**といいます。**日頃からの交流で災害時の支援に**つなげましょう。

高齢者･病人・発達障がい者

- おぶって安全な場所まで避難する。
- 複数の介助者で対応する。
- 家族や障がいを理解した親しい介助者が対応する。

目の不自由な方

- 声をかけ情報を伝える
- 誘導する場合は、杖を持った手のほうには触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい半歩手前をゆっくり歩く。

耳の不自由な方

- 話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいようにする。
- 手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

肢体の不自由な方(車いす)

- 階段では二人以上が必要。のぼりは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- 介助者が一人の場合、ひもなどを用意し、おぶって避難する。

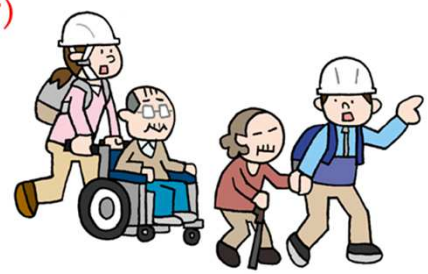

外国人

- 話すときは優しい日本語で話しかける。
- 身振り手振りで話しかけ、孤立させない。

×避難している → ○逃げている

やさしい日本語に置き換えて伝える

さぬき市では、社会福祉協議会や市内の福祉委員の方々と協力して「災害時の逃げ遅れゼロ」を目標に、避難行動要支援者「個別避難計画*」の作成に取り組んでいます。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※「個別避難計画」とは、避難行動要支援者一人ひとりに関する避難支援等について定めたものです。

「防災出前講座」を行っています。　「時間・場所・人数」問いません。
担当職員が出向き、ご希望の内容でお話しいたします。お気軽にお問い合わせください。

危機管理課　☎（087）894-1115